

○総務省告示第四十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二百二条の十四第二項第三号の規定を実施するため、平成六年郵政省告示第七十七号（指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月八日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

名称	所在地	管轄区域
北海道総合通信局	北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一 札幌第一合同庁舎	〔略〕
東北総合通信局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目二番二三号 仙台第二合同庁舎	
関東総合通信局	東京都千代田区九段南一丁目二番一号 九段第三合同庁舎	
信越総合通信局	長野県長野市旭町一〇八番地 長野第一合同庁舎	
北陸総合通信局	石川県金沢市広坂二丁目二番六〇号 金沢広坂合同庁舎	
東海総合通信局	愛知県名古屋市中区東区白壁一丁目一五番一 名古屋合同庁舎第三号館	
近畿総合通信局	大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四四号 大阪合同庁舎第一号館	
中国総合通信局	広島県広島市中区東白島町一九番二六号 広島県松山市味酒町二丁目一四番地四	
四国総合通信局	愛媛県松山市宮田町八一五	
九州総合通信局	熊本県熊本市西区春日二丁目一〇番一号 熊本地方合同庁舎	
沖縄総合通信事務所	沖縄県那覇市旭町一番九号 カフーナ旭橋B街区	

改正前

名称	所在地	管轄区域
北海道総合通信局	北海道札幌市北区北八条西二丁目一 札幌第一合同庁舎	〔同上〕
東北総合通信局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目二二三 仙台第二合同庁舎	
関東総合通信局	東京都千代田区九段南一一一一	
信越総合通信局	長野県長野市旭町一〇八 長野第一合同庁舎	
北陸総合通信局	石川県金沢市広坂二丁目二六〇 金沢広坂合同庁舎	
東海総合通信局	愛知県名古屋市中区東区白壁一一一五一一 名古屋合同庁舎第三号館	
近畿総合通信局	大阪府大阪市中央区大手前一五一一四四 大阪合同庁舎第一号館	
中国総合通信局	広島県広島市中区東白島町一九一三六 広島県松山市宮田町八一五	
四国総合通信局	愛媛県松山市宮田町八一五	
九州総合通信局	熊本県熊本市西区春日二一〇一一	
沖縄総合通信事務所	沖縄県那覇市旭町一一九	

備考 表中の「」の記載は注記である。